

旭川市通年制保育園在り方検討懇話会報告書(案)

平成26年(2014年)6月

旭川市通年制保育園在り方検討懇話会

目 次

| | | |
|-----|---|---|
| 1 | 旭川市通年制保育園在り方検討懇話会としての意見 | 1 |
| 2 | 委員の主な意見 | 2 |
| (1) | 「施設の老朽化と児童の保育環境について」 | 2 |
| (2) | 「公立認可外保育施設としての在り方」, 「公立認可外保育施設の 運営に係る財源について」 | 3 |
| (3) | 「指定管理による運営」, 「子ども・子育て支援新制度について」 | 4 |
| (4) | 今後のスケジュールについて | 5 |
| 3 | 懇話会の経緯 | 6 |
| (1) | 旭川市通年制保育園在り方検討懇話会運営要綱 | 6 |
| (2) | 旭川市通年制保育園在り方検討懇話会委員名簿 | 7 |
| (3) | 開催内容と審議内容 | 8 |

1 旭川市通年制保育園在り方検討懇話会としての意見

旭川市通年制保育園の在り方について、旭川市から5つの課題（「施設の老朽化と児童の保育環境」、「公立認可外保育施設としての在り方」、「指定管理者による運営」、「公立認可外保育施設の運営に係る財源について」、「子ども・子育て支援新制度について」）と、資料「新制度を踏まえた通年制保育園の在り方について」などにより現時点での旭川市の考え方が示され、それらの内容について意見交換を行いました。

(1) 資料「新制度を踏まえた通年制保育園の在り方について」で示された「施設の方向性の考え方」については、懇話会としては、妥当であると考えます。

【施設の方向性の考え方】

- 1 補助制度を活用した民間事業者による施設整備
(市単費での建設困難、補助制度がある期間に早期実施)
- 2 認可施設(認定こども園)への移行
(3歳以上の保育に欠けない要件の児童も入所可、新制度の施設型給付による保育の質の確保)
- 3 地域の教育・保育ニーズに対応した定員規模による施設数の見直し
(指定管理期間終了後をひとつの目途とした整備)

(2) 旭川市から提起された上記の方向性の考え方を踏まえ、今後、旭川市が策定する方針において、次の4点について留意し、策定することが望ましいと考えます。

- 「子どものために」という考えを持って検討すること。
- 通園している子ども達の環境を考慮した上で、通年制保育園で雇用している保育士の雇用について配慮すること。
- 地区割、保育の供給量や必要量、さらに保育所の定員増や幼稚園の状況を考慮した上で、新制度の施設で整備する施設数を検討すること。
- 現在、利用している保護者に対して、事前周知や情報提供を十分に行うこと。

2 委員の主な意見

(1) 「施設の老朽化と児童の保育環境について」

現時点での市の考え方→「補助制度を活用し建替え等による施設整備を行い、保育環境の維持向上を図ることが望ましいと考える。」

- 老朽化が進んでいる施設で子ども達を過ごさせているというのは不安であり、早急な対応が必要。
- 保育園の現場から施設整備の要求は行っているので、施設の建替えについては賛成。
- 補助制度があるうちに国の補助を活用して順次行っていくのが良い。市の財政状況をみても全施設を一気に行うことは無理だと思う。国の補助制度が5年くらい残るのであれば、児童の行き場がなくなるのは保護者も困るので、5年かければ現在通っている児童も卒園でき、一番良い形で収束していくと思う。補助制度がある間のため市の負担も少なくて済むのではないだろうか。
- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施される中で、認可外保育施設だけではなく認可保育所や幼稚園も、どの施設に進むか検討しなければならない。国の補助制度が優遇されている間、さらに指定管理期間が終わる平成28年3月31日以降に出来る方法で建替えを行っていくことがベストだと思う。

(2) 「公立認可外保育施設としての在り方」, 「公立認可外保育施設の運営に係る財源について」

現時点での市の考え方→「旭川市で認可外保育施設を有するという役割は一定程度終了したと考えており, 現在の認可外保育施設という通年制保育園の在り方を認可施設にすることが適当と考える。」

- 現在の通年制保育園に通っている児童の現状を考えると, 一番良いのが認定こども園となる。
- 現在通っている児童の家庭状況から, 一番近いのは認定こども園だと思うが, 通年制保育園のシステムが良いから通っている児童もいる。通年制保育園14か所を廃止した場合, すべての児童が希望している施設に入れるようにする必要があると思う。保護者のニーズを調べていく必要がある。
- 新制度では, 国が公定価格を定め, 保育料も所得に応じた応能負担で決定される。旭川市の児童においても一律の考えのもとに応能負担の保育料が決められるので, 不公平感はないと思う。
- 新制度の場合, 公定価格で運営することになり, 保育料も応能負担で決められている。運営者が上乗せ徴収もできるようになるが, 現在, 認可保育所では実費徴収以外は行っていないし, 今後も取る予定はないと思う。保護者が不利益となるようなことはないと思う。
- 通年制保育園の保育料は安いと思ったが, 通年制保育園の場合は入園料などもあり, 利用者によっては, 認可保育所の保育料より高い部分もある。一方, 高所得者の保育料が安いのだとわかった。その方々については, 申し訳ないけれど一定程度の保育料を支払ってもらうことで良いのではないかと思う。今の通年制保育園から認可化した時の保育料になっても問題がないと思う。
- 今後5年くらいで, 現在定員超過で受け入れている認可保育所の状況も解消されるのではないか。人口推計等をよく考え, ニーズに沿った施設整備を行わないと箱物ばかりが残ってしまうのではないか。
- 地域性も十分考慮して施設整備を検討してほしい。
- 新制度を控え, 私立の認可外保育施設でも認可化の動きがあり, この制度が保育の質の向上や保育士の待遇改善につながると思うので, 通年制保育園も認可化するの賛成である。
- 施設の建替えについては賛成だ。新制度の施設に移行するに当たって児童の受入先をきちんと確保してほしい。さらに現在, 通年制保育園に勤めている保育士の雇用確保を考えてほしい。これらすべてを一緒に検討してもらいたい。

(3) 「指定管理による運営」, 「子ども・子育て支援新制度について」

現時点での市の考え方→「ここ数年をひとつの目途として、通年制保育園に代わって認定こども園を設置し、一定程度の施設数の見直しを図る。」

- 地域ごとに必要量と整備量をマッチングさせていかないと施設が共倒れになっていく。地区割の中で通年制保育園の必要量を他の既存施設の必要量を見込んだ上で、統廃合を検討すべきだ。
- 今後、認可保育所も定員割れする時代が近いうちにくる。幼稚園の位置、認可保育所の定員増も含めて施設整備を検討してほしい。
- 児童福祉法第24条で保育の実施義務が市町村にあり、児童福祉法の改正により同条第2項で必要な保育を確保するための事業などが明記された。必要な保育を確保するための役割として、認可外保育施設は新制度の枠内に入らなくなった。新制度の枠内での施設や事業を前提に懇話会の話を進めていくべきである。
- 環境が整った施設で子ども達が生活するという事は賛成だが、整備については、過剰にならないよう、他の施設の移行状況なども考えながら、検討することが必要だ。
- 地区割、必要量、供給量をしっかり分析し、さらに平成29年度がピークとなること踏まえ、施設数を決めていただきたい。幼保連携型認定こども園が理想の施設というのも考慮に入れる必要がある。認可保育所や幼稚園も認定こども園への移行の検討が必要であり、同じスタートラインに立っていると思う。
- 永山地区や東光・豊岡地区の2地区については、待機児童が生じている状況から、統廃合した上で新たに施設を整備することに理解を得られやすいと考える。
- 小学校の適正配置との整合性は図らないのか。保育所・幼稚園から一緒に学校に入学するというのが保護者としては理想だと思う。
- 認定こども園への移行の際、保育協会で勤務している保育士には出来る限りの配慮をして、なんらかの方法を考えられないかと思う。子ども達が不安にならないように丁寧な進め方をしていただきたい。
- 子ども・子育て支援新制度の情報提供する場が必要なのではないか。

(4) 今後のスケジュールについて

- 通年制保育園の豊岡保育園が廃園となって新たに認可保育所が建てられたときの市の対応に対し、非常に不満を持った。保護者への説明会は、保育園で1度も行われず、地域の集会場で1度行っただけだった。保護者への説明が不十分だったため、現場の保育士が矢面に立たされた。今回は、是非細かく行ってほしい。
- 今年度募集したときには、何も周知できていないこと、3年間の継続した保育ということを見ると、28年度開設地域の通年制保育園については、開設後も28年度の1年だけ続けて運営できないか。
- 卒園までは運営を行うべきである。子どもの立場で考えることが大切であり、子どもの目線で考えなければならない。
- 募集時に周知することが大事であり、そうすれば保護者が選択することができると思うので事前周知が必要である。通年制保育園の周りの保育園や幼稚園での受け入れ、サポート体制を整える必要がある。
- 今いる子ども達が卒園してから園を終わらせることが大事だと思う。こういう外部の動きで別の先生のいる施設に移ったのでは、大変不安に思うのではないか。
- 通年制保育園に通っている全ての児童が新制度の施設で受け入れられるよう手厚い支援が求められる。
- 幼保連携型認定こども園であれば、旭川保育協会も社会福祉法人になる必要があり、プロポーザルで他の法人と横一線の条件で競争をしなければならない。旭川保育協会も覚悟を決めていかなければならない時期にきている。職員についても同じだと思う。前回から言っているが、保育士の給与等の情報提供がないと現在雇用されている保育士を継続雇用できるか判断できない。そのような状況で公募した場合、条件にもよるが手挙げする法人がない可能性もある。
- 認定こども園に移行した場合、通年制保育園で勤務した保育士のキャリアが継続されるよう考えられないのか。
- 認可保育所などの増改築による定員増も考慮に入れながら、認定こども園の施設数を検討してほしい。

3 懇話会の経緯

(1) 旭川市通年制保育園在り方検討懇話会運営要綱

(設置)

第1条 旭川市通年制保育園の現状における課題対応，子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の実施を見据えた中で，新制度を踏まえた施設の在り方について，市民等の意見を参考とするため，旭川市通年制保育園在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所管事項)

第2条 懇話会は旭川市通年制保育園の在り方について，次の事項について意見交換を行う。

- (1) 旭川市通年制保育園の現状と課題
- (2) 新制度の対応
- (3) 旭川市通年制保育園の今後の方針

(構成)

第3条 懇話会は，次に掲げる者をもって構成し，12名以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 旭川市通年制保育園関係者

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を各1名置き，懇話会を構成する者の互選により定める。

2 座長は，会議の進行を司る。

3 副座長は，座長を補佐し，座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは，その職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は，子育て支援部こども育成課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか，懇話会の運営に関し必要な事項は，座長が懇話会で諮って定める。

附 則

この要綱は，平成26年4月16日から施行する。

(2) 旭川市通年制保育園在り方検討懇話会委員名簿

1 学識経験者

| 団体名等 | 氏名 | 役職等 |
|------------|--------|-----|
| 旭川大学短期大学部 | 佐藤 貴虎 | 准教授 |
| 北海道教育大学旭川校 | 芝木 美沙子 | 教授 |

2 推薦を依頼する団体等

| 団体名等 | 氏名 | 役職等 |
|----------------|--------|----------------|
| 北海道私立幼稚園協会旭川支部 | 横田 眞由美 | 明照幼稚園園長 |
| 旭川民間保育所相互育成会 | 東峰 雅博 | 末広第二保育園園長 |
| 旭川認可外保育所連絡会 | 石河 博子 | ミニ保育園つくしの家園長 |
| 認定こども園設置者 | 佐々木 斎 | 認定こども園ひとみ幼稚園園長 |

3 関係行政機関

| 団体名等 | 氏名 | 役職等 |
|--------------------------|-------|------------|
| 北海道上川総合振興局 保健環境部社会福祉課 | 後藤 英浩 | 子ども・運営指導係長 |

4 旭川市通年制保育園関係者

| 団体名等 | 氏名 | 役職等 |
|---------------|--------|----------------|
| 一般財団法人 旭川保育協会 | 山川 勝 | 事務局長 |
| 一般財団法人 旭川保育協会 | 金井 みどり | 旭川市近文生活館保育園園長 |
| 一般財団法人 旭川保育協会 | 新井 咲代子 | 旭川市緑が丘保育園主任保育士 |
| 保 護 者 | 鈴木 綾乃 | 旭川市永山保育園 |
| 保 護 者 | 米田 和典 | 旭川市秋月保育園 |

(3) 開催内容と審議内容

| | 日時及び場所 | 議題内容等 |
|-----|---|--|
| 第1回 | 平成26年5月19日(月) 午後6時30分～午後8時30分 旭川市第二庁舎 3階 問診指導室 | 出席者 委員11名 傍聴者 5名 ・懇話会の公開について ・懇話会のスケジュール ・通年制保育園の現状等について |
| 第2回 | 平成26年5月26日(月) 午後6時30分～午後8時40分 旭川市第二庁舎 3階 問診指導室 | 出席者 委員12名 傍聴者14名 ・通年制保育園の必要性・方向性 |
| 第3回 | 平成26年5月26日(月) 午後6時30分～午後8時30分 旭川市第二庁舎 3階 問診指導室 | 出席者 委員11名 傍聴者9名 ・通年制保育園の必要性・方向性 ・今後のスケジュールについて |
| 第4回 | 平成26年6月9日(月) 午後6時30分～午後 時 分 旭川市第二庁舎 3階 問診指導室 | 出席者 委員 名 傍聴者 名 ・旭川市通年制保育園在り方検討懇話会報告書(案)について |